

保育士資格の法定化(H15.11.29 児童福祉法一部改正)

背景

保育士資格の偽称

無資格者が保育士を名乗り、幼児を虐待する事件が発生。

(これまでの保育士資格は児童福祉法施行令で定められた児童福祉施設で働くための任用資格であり、無資格者が保育士を偽称しても罰することができなかった。)

保育士の専門性に対するニーズ

地域の子育て支援の中核を担う専門職として、保育士の資質の向上が求められている。

児童福祉法
一部改正
(H15.11.29)
後

- 1 保育士の法定化(児童福祉法18条の4)
保育士の定義を児童福祉法に規定

○「保育士の定義」

児童福祉法第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者

- 2 保育士資格の名称独占化
 - ①登録制度の導入(18条の18第1項)
 - ②無資格者が「保育士」を名乗ることを禁止(18条の23)
→違反者は30万円以下の罰金(61条の2第2号)

- 1 保育士の業務の追加(18条の4)
子育ての基盤となる家庭の機能が低下していることから、「保護者への保育に関する指導」が保育士の業務として新たに追加

- 2 義務規定
 - ①信用失墜行為の禁止(18条の21)
 - ②守秘義務(18条の22)
※違反者は資格取消又は名称使用の禁止(18条の19第2項)並びに1年以下の懲役又は30万円以下の罰金(60条の2)

- 3 知識・技能の修得(48条の2第2項)
保育所に勤務する保育士は、乳幼児に関する助言を行うための知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

※経過措置

平成18年11月28日までは、法施行前に保育士資格を有していた者で登録を受けていない者が「保育士」を名乗っても法61条の2第2号の罰則はかからない。